

海老名市みんなのまちづくり活動等支援制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民が身近な公共施設等の管理、保全、活用等を通じて、地域に対する愛着及び誇りを育み、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的としたものであり、市民の活動に要する経費等に対し予算の範囲内において補助金を交付すること及び物品を譲与することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）及び海老名市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、海老名市住みよいまちづくり条例（平成30年条例第1号。以下「まちづくり条例」という。）第15条第4項に基づき認定を受けたまちづくり市民活動計画のうち、まちづくり条例第14条第1項第3号に規定する施設管理型市民活動計画による公共施設等の管理、保全、活用等に係る次の各号に定める事業とする。ただし、市の他の補助を受けて行う事業は、補助の対象としない。

- （1）既存の緑地又は花壇への草花の植付け若しくは低木を植樹する事業
- （2）既存の緑地又は花壇を管理及び保全する事業
- （3）公共施設等を交流の場等として活用する事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、公共施設等の管理、保全、活用等に資する事業

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となる団体は、まちづくり条例第13条第1項の規定により認定を受けた同項第3号の施設管理型市民活動グループとする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち原材料、消耗品及び活動時の飲み物（アルコールを除く。）の購入費とする。

(市の支援)

第5条 市長は、活動団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、第1号及び第3号の支援を重複して受けることはできないものとする。また、第3号については、活動2年目以降に支援を受けることができるものとする。

(1) 補助金の交付

(2) ボランティア保険への加入

(3) 活動物品の譲与

(4) 活動表示看板の譲与

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に必要であると市長が認める支援

2 前項第1号に規定する補助金の額について、別表1に基づき実施面積及び活動員数の項目の評点を加算したうえで、別表2に基づき補助金の額を算出する。

3 前項に基づき算出した補助金の額について、別表3に規定する加算項目に該当する場合は、各々の加算額を補助金の額に加えることができるものとする。

4 第1項第1号に規定する補助金の額について、活動期間が6ヶ月未満の場合は、補助金の額に0.5を乗じるものとし、1,000円未満の金額がある場合には、これを切り捨てた額とする。

5 第1項第3号に規定する譲与の内容は、第1項第1号に規定する補助金を準用して算出した補助金額相当の活動に必要な物品とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項第1号に規定する支援を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 活動員の名簿

(2) 案内図及び区域図

(3) 年間活動計画書(第2号様式)

(4) その他市長が必要と認める書類

(支援の申出)

第7条 第5条第1項第3号に規定する支援を受けようとする団体の代表者は、支援
申出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申し出なければならない。

- （1） 活動員の名簿
- （2） 案内図及び区域図
- （3） 年間活動計画書（第2号様式）
- （4） 要望物品一覧
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 第5条第1項第4号又は第5号に規定する支援を受けようとする団体の代表者は、
支援申出書（第3号様式）に必要書類を添付し、市長に申し出なければならない。

（交付・不交付決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、
補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金
（交付・不交付）決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するもの
とする。

（支援・不支援決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申出書を受理したときは、その内容を審査し、
支援の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援又は不支援を決定したときは、支援・不支援決定
通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事
業を変更又は中止しようとするときは、補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6
号様式）に変更又は中止に係る書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めた
ときは補助金交付決定（変更・取消）通知書（第7号様式）により補助事業者
に通知する。

3 支援決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、支援（変更・取下げ）申出書（第8号様式）に変更又は中止に係る書類を添付し、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申し出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは支援決定（変更・取消）通知書（第9号様式）により支援事業者に通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者又は支援事業者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。

（1） 年間活動報告書（第11号様式）

（2） 領収書（支援事業者による報告の際には不要）

（3） 実施状況写真（参考様式）

（4） その他市長が必要と認める書類

（確定通知等）

第12条 市長は、補助事業者から前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

4 市長は、支援事業者から前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援確認通知書（第14号様式）により支援事業者に通知するものとする。

（取消し及び返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、補助金交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、補助金・支援（取消し・返還）通知書（第15号様式）により補助事業者に通知する。

3 市長は、支援決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定を取り消し、又は支援した活動物品の返還、又は相当額の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

4 市長は、前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、補助金・支援（取消し・返還）通知書（第15号様式）により支援事業者に通知する。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

項目\評点	5	4	3	2	1
実施面積	200㎡以上	100㎡以上 200㎡未満	50㎡以上 100㎡未満	25㎡以上 50㎡未満	10㎡以上 25㎡未満
活動員数	25人以上	20人以上 25人未満	15人以上 20人未満	10人以上 15人未満	5人以上 10人未満

備考

- 1 おおむね 4 半期毎に 1 回以上、以下に定める活動員数以上による活動を行うこと。

（1）活動員数が15人以上の場合

活動員数の 1 / 3 以上による活動

（2）活動員数が15人未満の場合

活動員数の 1 / 2 以上または 5 人以上による活動

別表 2（第 5 条関係）

評価点	補助金額基準額
1 0 点	60, 000円
9 ・ 8 点	55, 000円
7 ・ 6 点	50, 000円
5 ・ 4 点	45, 000円
3 点以下	40, 000円

備考

- 1 賄い費（飲み物のみ。ただし、アルコールを除く。）については、活動 1 回にあたり、参加者 1 人に 1 本までとする。

別表 3（第 5 条関係）

加算項目	加算額
他団体との活動交流が年間に 1 回以上ある。	5,000円
4 半期毎に 1 回、一定の活動員数以上による活動を標準とし、それを超える頻度で活動を実施している。	5,000円
活動区域が市内の各駅（改札口）を中心に概ね半径 200 メートル以内である。	10,000円

備考

- 1 他団体とは、活動区域周辺の学校等の団体とする。